

# 集合動産譲渡担保設定契約書

【あなたの会社】（以下、「担保権者」）、及び【株式会社 A 社】（以下、「担保権設定者」）は、平成●年●月●日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり集合動産譲渡担保設定契約（以下、「本契約」）を締結した。

## 第 1 条（本件譲渡担保）

担保権設定者は、平成●年●月●日付で担保権者及び担保権設定者との間で締結された、売買基本契約書（以下、「本件基本契約」という。）に基づき、担保権者が担保権設定者に対して有する一切の債権（以下、「本件被担保債権」）を担保するため、下記の保管場所（以下、「本件保管場所」という。）に現在保管されている、又は今後搬入の上で保管される動産（以下、「本件動産」という。）を担保権者に譲渡（以下、「本件譲渡担保」という。）する。

記

保管場所：東京都●●区●●町●●●●

動産の種類：在庫商品

## 第 2 条（対抗要件の具備）

本件譲渡担保に係る第三者対抗要件の具備は、占有改定の方法によるものとし、担保権設定者は本契約書面をもって本件動産を以降担保権者のために占有する意思を表示する。本契約締結日以降、本件保管場所に本件動産を構成する動産が搬入された場合、都度、担保権設定者は担保権者のためにこれを占有する。

## 第 3 条（表明及び保証）

担保権設定者は、担保権者に対して、本契約有効期間中を通じて、本件動産について完全な所有権を有しており、第三者に対して担保の提供をしていないこと、及び第三者の権利の目的となっていないことを表明し保証する。

## 第 4 条（本件動産の処分等）

- 1 担保権設定者は、担保権者より本件譲渡担保を実行する旨の通知を受領するまで、通常の営業の範囲内に限り本件動産を処分することができる。
- 2 担保権設定者は、本件動産を第三者のための担保に供してはならず、また、通常の営業の範囲を超えて、本件動産の現状を変更してはならない。
- 3 担保権設定者は、通常の営業の範囲内において本件動産を処分した場合、都度、代替

物を補充し本件譲渡担保の担保価値を維持する。

#### 第5条（本件動産に関する報告及び立入）

- 1 担保権設定者は、毎月月末時点における本件動産の管理状況について、翌月●日まで担保権者に報告をする。
- 2 担保権者は、必要と認めるとき、事前に担保権設定者に通知した上で、本件保管場所に立入の上、本件動産の現状及び管理状況を実査することができる。

#### 第6条（期限の利益の喪失）

担保権設定者は、本件基本契約において期限の利益喪失事由として定めた事由が生じた場合のほか、本契約の各条項に違反した場合、本件被担保債権について当然に期限の利益を喪失する。

【コメント：あなたの会社とA社との間で、売買基本契約書がある場合には、通常は、その基本契約書にA社が期限の利益を喪失する事由が定められているはずです。そのような基本契約書を締結していない場合には、この条項で、①A社が第三者から、差押・仮差押えを受けたとき、②破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算手続開始の申立てをしたとき又は申立てを受けたとき、③支払停止に陥ったとき、等の事由を追加しておくといよいでしょう。】

#### 第7条（本件譲渡担保の実行）

- 1 担保権設定者が本件被担保債権について期限の利益を喪失した場合、担保権者は担保権設定者に対して、本件譲渡担保を実行する旨の通知をした上で、時期、方法、価額、処分の相手方等につき担保権者が相当と認める方法により本件動産を処分し、又は、担保権者が一般に妥当な評価額をもって本件動産を取得し、その処分代金又は評価額からその処分又は評価のために要した一切の費用を差し引いた残額を、本件被担保債権に任意に充当できるものとする。
- 2 担保権設定者は、前項の通知を受けた後、本件動産について一切の処分権限を喪失し、本件保管場所への担保権者による立入、担保権者への本件動産の現実の引渡等、本件譲渡担保の実行に必要な協力をする。

#### 第8条（合意管轄）

本契約に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、

担保権者及び担保権設定者は、協議を行い、その対応を決定する。

本契約成立を証するため、本契約書原本を1通作成し、担保権者、担保権設定者は署名押印の上、担保権者が原本を、担保権設定者が写しを保有する。

平成●年●月●日

(担保権者)

住所 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

印

(担保権設定者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印